



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル2 B1F

TEL/FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第3号

## 日露合同オーケストラによるロシア・サハリン公演

令和2年2月7日、作曲家でピアニストの江藤雅樹理事長と、ヴァイオリニストの江藤しのぶ専務理事(以下:江藤夫妻)の姿は成田空港にありました。目的地はロシア・サハリン。今回の目的は、「日露地域・姉妹都市交流年」の一環として、サハリン州政府と在ユジノサハリンスク日本国総領事館が主催する「日サハリン合同コンサート」に出演するため。会報第1号でも紹介した、日露のアーティストが総勢百人以上出演した「日露合同文化フェスティバル」とは異なり、今回日本から派遣されるアーティストは、江藤夫妻の二人のみ。

本公演開催のきっかけは昨年、当協会が江藤夫妻をはじめ、4名のアーティストを派遣した前述の「日露合同文化フェスティバル」において、江藤理事長が現地の歌手、アナスタシア・トリフォノヴァさんと出会ったことで、二人が日露友好の曲「一番近い友の歌(露題: Там Где Мой Друг)」を制作し、昨年10月に東京コンサートで発表した事が、サハリン州政府の関係者に注目され(会報2号に掲載)、「ぜひサハリンでも披露してほしい」という州政府からの要請が、日本国総領事館と当協会へ昨年秋頃に寄せられたことからでした。



ロシア・サハリン州チェーホフ劇場での公演

### 【開催に向けた日露間での協議】

現地のコンサート企画制作を担当するのは、州政府の文化組織の一つである民族芸術センター。先方の企画における希望はかなり壮大なものでした。「90人近い複数のグループを結集して、江藤夫妻を中心に合同オーケストラを組織して、十数曲、1時間を超える演目にしたい」とのこと。実現すれば日露友好を見事に演出する大イベントになるうえ、日本とサハリンの交流の上で初の試みとなることは間違いありません。しかし、この壮大な計画を実現するにはあまりにも困難な課題が散見されました。具体的には、・オーケストラアレンジをどうするか?(民族芸術センターは江藤理事長の編曲を希望)・馴染みのないロシアの民族楽器のパートをどのような手順で理解し、編曲するか?・リハーサルは各楽団ごとに2時間と、本番前の数時間程度しかないこと。・関係者の膨大な作業量と、それに伴う時間や予算をどのように確保するか?予算に関しては、日頃からご支援頂く皆様からのご寄付のおかげで、全く問題とならなかったものの、12月末に着手して1月中旬に締め切りという、限られた制限時間の中での全13曲分のオーケストラとの共演準備は、当然ながら困難を極めました。

編曲を担当する江藤理事長をはじめ、私ども協会スタッフ一同は、正月休暇を返上して日夜準備に取り組み、1月15日に全ての資料をロシア・サハリンに送付完了しました。途中、他に幾つかの事務手続き上のトラブルはあったものの無事にロシア入国ビザも取得し、2月7日金曜日にサハリンに到着。初日は到着が夜のため休息を取り、2月8日朝からリハーサルのため動き出します。

### あなたの支援で芸術が世界をつなぐ 2019年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの  
「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

### 【日露の前に、まずロシア内の心を繋ぐ音楽交流】

今回集まるオーケストラは州都ユジノサハリンスク市の「エトノス」と、地方都市ホルムスク市の「プリズボン」の2団体。まず最初のリハーサルのため、ユジノサハリンスクを朝9時に出発し、2時間かけて港町ホルムスクを目指します。出発時のユジノサハリンスクの気温は-17度。車を走らせ1時間ほどが経ち、トイレ休憩に立ち寄ったパーキングエリアでは、気温なんと-30度。水気のあるものは一瞬にして凍ります。このような過酷な道中を、演奏者も楽器もなんとか持ち堪え、無事にホルムスクに到着します。ホルムスクは江藤夫妻にとって、かつて2018年12月2日に公演に訪れた思い出深い土地。当時のコンサートでは、故障したピアノを4時間かけて調律し、中止必至の本番を行うという苦労をした出来事のようなのですが(当時の様子は当協会ホームページで備忘録として紹介)、江藤理事長は「初めて出会い、言葉も通じない環境で、ロシア人と共に困難を乗り越え、その困難を感動に塗り替えたことは、貴重な思い出」と語ります。(そしてなんと今回のリハーサルで江藤理事長は、当時ピアノを修復中に初対面で4時間にわたり協力してくれたロシア人"楽団プリズボンのバラライカ奏者"ロマン・ラインガルドさんと偶然再会します)



マイナス30度の街並み

今回の楽団プリズボンとのリハーサルはホルムスク市の音楽学校に併設されたホールで行われました。時間に追われる中、



ロマン・ラインガルドさんとの再会

挨拶もそこそこに行われる初アンサンブルは、指揮者のナターリアさんや現地の演奏家の経験値が高く、予想を遥かに超えてスムーズに終了しました。途中、楽屋で昼食休憩を挟み、一路2時間かけてユジノサハリンスクへ。ユジノサハリンスクの楽団エトノスは、指揮者オレグさんを中心とする、音楽学校の学生と先生で構成されるオーケストラで、大半は10代の若者達です。そこに、普段は軍隊で演奏するプロのドラムとベース奏者などが参加してくれています。その他、音楽学校から選ばれたクラシックのコーラスグループと、ドーリンスク市から参加するゴスペル系コーラス"エクспロント"が加わり、かなりの陣容を築いていました。すでに、ホルムスクのプリズボンを除いても、所属グループが4つに分かれているため、

意思疎通は言葉が通じるロシア・サハリン内でさえ混乱しています。「混乱の時こそ、友好を深めるチャンス」と日頃から話す江藤理事長は、ここぞとばかりに相互理解のために通訳エドワードさんと共に走り回り、話を聞いてもらいやすい"現地政府が招待した客人"という立場を最大限に活かし、ロシア内での混乱やトラブルを解決して回ります。江藤しのぶ専務理事も、言葉を越えて楽器を通じた対話を繰り返し、このような動きが少しずつ、緊張したロシア人たちの心をほぐしたのか、本番前夜の各楽団のリハーサルは、なんとか予定の全てを友好的なムードで完了します。



写真右手:指揮者のナターリア・ミハイロヴナさん

2月9日午前11時に会場入り。会場は今回のロシア・サハリン公演を企画して頂いた、州立民族芸術センターのメインホール。大理石の壁が美しい真新しい建物。当日まず1番の課題は、本番数時間前にして、初めて90人以上の演奏家が集うこのリハーサルで、わずかな時間でどこまで一つになれるのか?ここで一つの重大な確認が主政府文化関係者から行われます。「指揮者が二人いますが、江藤さんが編曲した数曲のうち、全員合同で演奏する曲の指揮者は誰が良いですか?」ここで、江藤理事長から各人の起用とその理由の説明が行われます。起用理由はどこまでも、それぞれの出演バランスを均等にし、スポットライトが当たる機会を均等にすることを心がけたものでした。そして「最後に全員で演奏する日露友好の曲ですが、出来れば指揮者お二人とも振って下さい。全員で一つになりましょう。大きなオーケストラなら有りえない演出ではない」と、クライマックスの演出が各指揮者に伝わります。本番ギリギリでせめぎ合いながらも、お互いを尊重し合う空気が広がり、リハーサルは順調に進みます。舞台監督兼クライマックスの歌手を務めるアナスタシアさんも加わり、最後の日露友好の曲を全員で合同演奏。予想を遥かに超える一体感の中でリハーサルが終了。



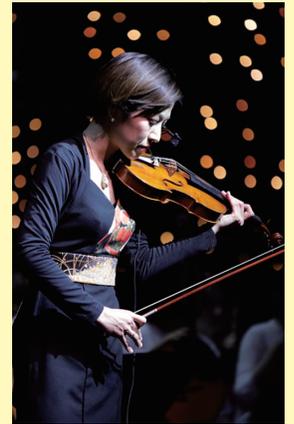
指揮者のオレグ・アルトウーロヴィチさんと入念な確認

### 【言葉と文化の壁を越え、ここから始まる友好の橋の建設】

その後、民族芸術センターの現場責任者であるオルガさんからメッセージが送られます。「サハリンと日本の新たな友好的歴史がここからさらに深まります。新たな友情の橋は今日、ここから建設を開始します!」次に挨拶に立った江藤理事長は通訳を通じてオーケストラのメンバー全員に訴えかけます。「私たちは普段は別々の国民、演奏グループかも知れない。でも今日は一つの日露友好オーケストラです。どうか"上手にやろう"としないでほしい、みんなで一つになろう!」団員が埋め尽くすステージには、熱気がこみ上げました。

【「一番近い友の歌(露題: Там Где Мой Друг)」ロシア初披露(以下: 日露友好の曲)】

17時にスタートしたサハリン州立民族芸術文化センターでのコンサートは、満席のお客様の温かい空気に包まれながら、確かに日露友好オーケストラとしての自覚を全演者の心に醸成していきます。そしてこの奇跡を生み出すきっかけとなったアナスタシアさんがステージに登場すると、観客のボルテージは最高潮に達します。日露友好の曲の初演が終わり、客席から大歓声と大拍手が送られ、この日の公演は大成功に終わりました。



江藤しのぶ専務理事

～サハリン最高のホール、チェーホフ劇場で日露友好の曲を初演～

2月10日公演最終日。場所はサハリンにおいて最高と称えられるチェーホフ劇場。舞台の大きさや音響設備もおそらくサハリン最高峰。90人を超える国やチームを越えた合同オーケストラのメンバーは、もはや差異に囚われて臆する人はいません。

「ダバイ！スタボイ！パリーヤハリ」(さあ！一緒に始めようじゃないか)と江藤夫妻が笑顔で呼び



「あわのうた」「一番近い友の歌を熱唱するアナスタシア・トリフォノヴァさん

かけると、演奏家の全員が自然と集まり本番に向けた気持ちを一つにすることができていました。この日も大きな劇場だけに、予想外のトラブルが発生も難なく乗り越えながら、州政府の要人や文化大臣も訪れる中、日本サハリン初の日露合同オーケストラによるコンサートが開演。90人を超える仲間が心をつなげたオーケストラの演奏は、やがてすぐに会場の観客の心を引き込み、極寒のサハリンのホールを温めていきます。息の合ったそれぞれのグループの演奏と、その演奏に祝福の拍手を贈る、対するグループ。全体で合同演奏する日本の古典曲の「さくらさくら」や、ロシアの民謡の演奏を通じて、ステージと客席はこの一期一会のステージが間も無く終わることを惜しんでいるようにさえ思えます。

コンサートのクライマックス、この奇跡を生んだ人、アナスタシア・トリフォノヴァさんが登場するだけで、観客とステージのオーケストラが彼女を讃えて止みません。江藤理事長と歌う日本の古典曲「あわのうた」やロシアの民族曲「サーシャ」、そしていよいよ、日露友好の曲の発表。完全に息の合った大合奏は感動の渦を巻き起こし、何分にもわたり観客のスタンディングオベーションによる嵐のような大拍手を引き起こします。こうして、前代未聞、不可能と思われた日露による合同オーケストラの実現と全公演は、ここに大成功で終演を迎えました。

【本年度にご支援頂いた皆様へ】

約半年と少し前、未熟ながらも「新時代に私たちにできる役目を果たそう！」と、音楽・芸術を通じて相互理解のきっかけを生み出すことを目的に設立された当協会ですが、今年度、皆様のご支援で想像を遥かに超えた活動と成果を実現をすることが出来ました。協会スタッフ一同、心より感謝を申し上げます。どうか新年度も皆様からのご指導ご鞭撻を賜りながら、皆様と共に、ダイバーシティの時代、社会における相互理解を深めるための挑戦を進めたく存じます。令和2年度も、ご支援のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

【2019年度にご寄付を頂いた皆様のご紹介】

多大なるご支援に、心から感謝申し上げます。

(2020年3月5日現在、五十音順。お名前の掲載をご許可頂いた方のみ掲載しています)

- ・稲田美和子 様
- ・株式会社 MONDS 様
- ・玉森仁美 様
- ・原共乃 様
- ・柳田智美 様
- ・江崎薫 様
- ・河内登士子 様
- ・月乃聖五 様
- ・平山麻奈 様
- ・山本旬 様
- ・江崎優 様
- ・佐藤真治 理事
- ・てらさわようこ 様
- ・平山誠介 様
- ・江藤しのぶ 理事
- ・佐藤文彦 様
- ・永井篤司 特任理事
- ・藤之木一海 様
- ・江藤雅樹 理事長
- ・巽智子 様
- ・西田富久恵 様
- ・増田由里 様
- ・株式会社 ゴーン 様
- ・谷美穂 様
- ・濱中直美 様
- ・道津和子 様

あなたの支援が世界をつなぐ、2019年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

## 一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

### 【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を拡げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたぐいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

### 【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。  
**<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>**  
 右記キリトリ線から切り取って頂き下記へご郵送またはFAXでお送りください。  
 〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F  
 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226  
**<お申込書をスキャナーまたはスマホ画像等でメール送付の場合>**  
 右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。  
 メールアドレス/ info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)  
 銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店  
 預金科目:普通口座 口座番号:3009869  
 口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会  
 (シャ)ニホンゲイジュツブンカウコウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。  
 (1) 寄付者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄付金控除はありません。  
 (2) 寄付者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



### 寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

フリガナ  
お名前(ご本人直筆) \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 \_\_\_\_\_

お電話 \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合)  
〒 \_\_\_\_\_

寄付金額 \_\_\_\_\_ 口 金 \_\_\_\_\_ 円 也

#### (確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 \_\_\_\_\_

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を  
許可する 許可しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。  
 お名前 \_\_\_\_\_

### 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

#### (寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
  - 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利権を供与すること
  - 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
  - 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること
  - 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと
  - 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
  - その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないと判断されるとき

#### (寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

- 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

#### (寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

- 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

#### (受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。  
 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

#### (補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

#### (制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### (附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。